

番号	仕様書ページ	質疑事項	回答
1	4	1.5 作業分担に現行機器の撤去に関する記載があるが、今回導入する機器の撤去の条件はどうなるのか。	機器の撤去については、「令和7年度国保総合システム操作端末等一括調達に関する入札」の落札業者である扇精光ソリューションズ株式会社が行うため、本入札の落札業者においては作業不要です。
2	-	入札書記載金額は月額か賃貸借期間の総額か。	リース料総額税抜を端末総台数で除し、更にリース期間の月数で除した月額をご記載ください。
	-	本件の入札書に記載する金額はリース料総額税抜という認識で良いか。	
3	-	保守に関する記載がないが、調達に含まないという理解で良いか。	仕様書 P7 2.1.1 端末本体（業務端末）項番1に記載の端末本体の単価は、保守費用を含めた金額となっているため、保守を含めた調達をお願いいたします。 なお、保守については、端末に付帯しているメーカー保守になるため、別途保守業者を調達いただく必要はございません。
	-	リース契約には、リース期間中の物件保守義務や保守料金は含まれないという認識で相違ないか。保守を含む場合、第三者への委託は可能か。	
4	2	リース期間満了後の物件は撤去か、無償譲渡か。	無償譲渡となります。
5	2	項番4について、撤去の場合のデータ消去費用についてはリース会社の負担となるのか。	無償譲渡となるため、データ消去費用は発生いたしません。
6	6	納品物として項番1～3を指定されているが、全て区分A端末業者が対応するという認識で相違ないか。	ご認識の通りです。

7	8	3.1にて作業体制図の提出が義務付けられているが、1.5に記載の通り実務を担う調達業者が提出するという認識で相違ないか。	ご認識の通りです。
8	8	リース契約を行う際、物件の納品・検査が完了しリース開始がなされたことを証明するリース物件借受証へ記名・捺印を頂くことは可能か。	可能です。
9	8	リース物件へ、リース会社の所有権を明示するためのシールを貼付しても良いか。	問題ありません。
10	-	動産総合保険を付保して良いか。その際、地震や津波等の天災は適用外で、残リース料に応じて保険金が逡減する一般的なものの付与で良いか。	問題ありません。
11	契約書第3条	「乙は、契約期間において毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に対してその完了を報告しなければならない。」とあるが、保守がリースに含まれない場合、毎月の業務は発生しないという認識で相違ないか。 また、毎月の業務が発生しない場合、毎月の検査も発生しないという認識で相違ないか。発生する場合、どのような検査が想定されるか。	保守業務の有無に関わらず、業務完了の報告は必須です。 端末のリースに関する検査であるため、端末の提供業務が何ら支障なく完了したかどうかの検査を行う想定です。

12	契約書第7条 第4項	「第3条第2項に定める検査を終了した後」とあるが、上記項番11の質問の通り毎月の検査が行われない場合、第7条第4項は削除若しくは、「リース物件納品時の検査を終了した後」等に変更可能でしょうか。	上記項番11の回答の通りです。
13	契約書第8条	「業務の完了前に生じた滅失、毀損、盗難、その他の危険は乙が負担」とあるが、ここで定義される「業務の完了」とは、リース物件の納品・検査が完了した時か、若しくはリース期間の終了時（契約の完了時）か。	リース物件の納品・検査が完了した時です。
14	契約書第12条	「乙は、本件業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない」とあるが、これは物件を納品するまでの作業時に発生した損害等を想定しているか。 若しくは、納品後の貴会で物件を使用している間に生じた事象（例：PC利用者が物件を毀損・滅失した、メンテナンス時に作業ミスで毀損した等）も乙が負うのか。	物件を納品するまでの作業時に発生した損害等を想定しています。
16	契約書第4条	賃貸借料の支払について、年度払（初年度、最終年度のみ半年分）の認識でよろしいか。また、別記支払一覧表ではディスプレイの有無で欄が分かれているが、賃貸借料は合わせて請求して良いか。	毎月払いとなります。 請求書には、ディスプレイなしの場合の月額賃貸借料、台数、それらを乗算した総額と、ディスプレイありの場合の月額賃貸借料、台数、それらを乗算した総額等をそれぞれご記載いただき、その合計をご請求いただくことを想定しております。

17	契約書第7条	本件では納入会社の指定があるため、納期および契約不適合責任については、賃貸人は責任を負わない認識で良いか。	納期についてはご認識の通りです。 契約不適合責任については、上記項番3の回答の通り、保守がリースに含まれるため、保守業務については本契約の受託者が責任を負うこととなります。
----	--------	---	--